

# 会 議 録

## 1 会議名

平成27年度第1回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

## 2 議題（全て公開）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- (3) 特定個人情報保護評価について（諮問）
- (4) その他

## 3 開催日時

平成27年4月14日（火） 午後3時から午後5時30分まで

## 4 開催場所

上越市ガス水道局 402会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大森康正（会長）、竹山貞子（副会長）、池田明、梅澤圓了、齋藤久美子、高橋邦夫、高柳智子、原野聖子
- ・ 事務局：総務管理課 勝俣課長、松崎副課長、大友係長、小菅係長、藤巻主任

## 8 発言の内容（要旨）

前回の審議会での諮問案件についての報告

### 【大森会長】

前回の審議会において目的外利用についての周知の方法を検討することとなっていた「後期高齢者医療制度に関する業務」について、事務局に報告を求める。

### 【大友係長】

国保年金課長名の資料「審議会意見への対応について」に沿って説明を行う。

### 【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告について了承することで委員全員了承を得る。

議題(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

### 【大森会長】

諮問案件の「HPVワクチンの有効性と安全性の評価のための大規模疫学研究事業に

関する業務」について事務局に説明を求める。

**【藤巻主任】**

資料3ページから6ページまでの「HPVワクチンの有効性と安全性の評価のための大規模疫学研究事業に関する業務」について、資料に沿って説明を行う。

**【高柳委員】**

大学の倫理委員会の承認を得られたのは3月23日であり、前回の審議会の際に承認を得られていなかったことは大学側の姿勢として問題がある。市としても、手続等を確認するようお願いしたい。

**【大森会長】**

今後研究依頼があった場合には大学における手続についての確認を市に対し依頼し、本案件については諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

続いて「2 住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】」について事務局に説明を求める。

**【大友係長】**

資料7ページ及び8ページの「住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】（市民課）【目的外利用】」について、資料に沿って説明を行う。

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「3 保育所及び私立幼稚園入園運営に関する業務」について事務局に説明を求める。

**【大友係長】**

資料9ページ及び10ページの「保育所入園運営業務（保育課）【外部提供】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

議題(2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

**【大森会長】**

次に報告案件に移ることとし、「1 かきざき福祉センター夜間及び休日の受付管理業務」について事務局に説明を求める。

**【大友係長】**

資料13ページ及び14ページの「かきざき福祉センター夜間及び休日の受付管理業務（福祉課）【業務委託登録】」について、資料に沿って説明を行う。

**【福祉課 牛木課長】**

かきざき福祉センターの運営が指定管理者から直営に変更となることに伴い業務委託を行うものであり、本来3月の審議会で諮問すべきであるが失念したもの。3月下旬に法務担当からの指摘があり、4月1日付けで受託者と本業務に関し契約の締結を行っているものの、本審議会へ報告するまでの間、個人情報に関わる受付事務については、柿崎区総合事務所で処理しているところである。

**【原野委員】**

事務局から本審議会へ諮問する必要があるのではないかとの間合せがあった際、福祉課として確認を行ったのか。

**【福祉課 牛木課長】**

問合せがあった際の確認は不十分であった。

**【高橋委員】**

既に意思決定がなされていたものであれば失念による諮問漏れということになるが、決定まで至っていなかったのであれば、報告であってもやむを得ないことになるのではないか。

**【福祉課 牛木課長】**

3月上旬には受託先と協議を行っており、受付業務の委託を行うことについて方向付けを行っていたことから、失念であると考ええる。

**【大友係長】**

一般的に業務委託を行う場合には予算が必要となり、27年度予算であれば平成27年の3月議会で審議され、予算の承認が得られた場合に業務委託を実施できることになる。審議会の了承が得られ、予算が承認された場合にはじめて業務委託を実施することができるわけである。

**【池田委員】**

年度替わりの場合、委託先の決定時期の問題がある。3月に事前に諮問を行ったとしても、委託先が決定しない場合はどのように諮問を行うのか。

**【大友係長】**

場合によっては、委託先が決定していない状態で諮問を行い、委託先が決定してからの審議会で補足的な報告を行うことでお願いしたい。

**【勝俣課長】**

正式には4月1日契約となるが、契約課や担当課において事前の準備行為を行っており、委託先も決定していることが多いことから、3月の審議会で事前に諮問できるかと思う。しかし、委託先が決定できないこともありうるので、その場合は決定した段階で報告させていただきたい。

**【竹山副会長】**

今後個人番号制度がスタートすることも踏まえると、このように続けて諮問漏れがあることは非常に心配である。チェックする仕組みを講じることはできないか。

**【勝俣課長】**

課長級の職員及び担当職員に研修を実施する中で説明を行い、意識啓発を行っていききたい。

**【大友係長】**

前回宿題をいただいていることは承知している。諮問漏れを正当化するわけではないが個人情報の取扱件数は非常に多くなっていることも現実であり、年1回棚卸し、チェックする機会を設ける仕組みについても検討し、お諮りしたいと考えている。

**【高橋委員】**

前回の案件は諮問を失念し事業を実施し、その後の審議会に対する報告であったが、今回の案件は契約は行っているものの個人情報の取扱いは行っていないことから、諮問でよかったのではないかと感じる。

**【大森会長】**

前回に引き続き諮問漏れとなっている状況にあることから、できるだけ早く対応の方向性について示してほしい。

他に意見を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

### 議題(3) 特定個人情報保護評価について（諮問）

#### 【大森会長】

次に特定個人情報保護評価の諮問に移ることとし、事務局に説明を求める。

#### 【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明。

#### 【大森会長】

質疑を求める。

#### 【原野委員】

重点項目評価書の29ページに「個人番号は表示しない仕組み」とあるが、個人番号が他人に知られてしまった場合、どのように悪用される懸念があるのか。

#### 【小菅係長】

これまで、国、県、市町村がそれぞれ国民について別々の番号等によって事務が行われてきたが、個人番号の導入によって、各種の情報を名寄せできるようになる。これにより、他人の個人番号が入手されれば、他人の情報を不正に入手したり、なりすましによって手続がされたりすることが想定される。

個人番号制度は、社会保障、税、災害対策のために設けられた制度ではあるが、本来使用できないクレジットカードの発行及び利用などで、不正に使用される可能性までは否定できないところである。

しかし、個人番号を使用できる業務は法律によって限定されているだけでなく、来年1月以降窓口で手続を行う際に個人番号の提示が求められるようにはなるが、別途本人確認を必ず行うこととなっており、単に他人の個人番号を知っただけではなりすましにより手続を行うことはできない。

#### 【原野委員】

他人に個人番号を知られることにより不正利用のリスクが生じるのであれば、個人番号カードに個人番号を表示すること自体が危険ではないか。

#### 【小菅係長】

御懸念は理解できるが、国から示されている個人番号カードのデザインでは表面には住所、氏名、生年月日及び性別が表記され、裏面に個人番号が表記されることになる。個人番号カードにはICチップが実装されることから、チップに番号を読み込ませておきカードには個人番号を表示させない手法も考えられるが、その場合にはカードが提示されてもカードリーダーを通さないと個人番号が確認できず、非常に手間がかかるとともに、本人も番号がわからなくなってしまう。

また、不正利用を防止する観点からは、個人番号カードを紛失した場合には、当初の番号と異なる番号で個人番号が生成されることとなる。

#### 【梅澤委員】

カードの発行には費用負担が必要となるのか。

#### 【小菅係長】

当初の交付は無料の予定である。更新の際に費用負担が必要となるかは未確定であるが、再交付には手数料が必要となり、国から示されている金額は、番号通知の再交付の場合が500円、個人番号カードの再発行の場合が1,000円である。

**【梅澤委員】**

職員への教育やリスク対策の評価を「2）十分である」としているが、「1）特に力を入れている」としてもよいのではないか。

**【小菅係長】**

特別な対策ということではなく普通の対策を講じているとのことで、「2）十分である」としている。

**【齋藤委員】**

個人番号カードを所持することに対し不安を感じるが、個人番号制度についての市民周知をどのように考えているか。

**【勝俣課長】**

5月1日号の広報上越に番号制度に関する特集を掲載するほか、地区別の説明会を開催する予定である。

個人番号の通知は全国民に対し行われるが、個人番号カードの交付を受けるかどうかは個人の判断に委ねられている。現状では、個人番号カードを保有する必要性はそれほど高くない状況である。もともと、免許証を保有しない方にとっては身分証明書として使用できる。今後個人番号カードの周知を図っていく予定であり、個人番号カードに健康保険の保険証の機能を持たせることも検討されるなど、利便性が高まっていけば今後普及していくと考えられる。

一方で、認知症の方が個人番号カードを保有することの危険性も指摘されている。

**【梅澤委員】**

銀行協会での取扱いはどうなっているか。

**【勝俣課長】**

預貯金口座等への個人番号の付番については2018年度に任意的な取扱いが開始され、2021年度に全ての口座とする方向で検討と聞いている。

他には、国家公務員の健康保険証の個人番号カードへ切替えも検討されているようだ。

**【竹山副会長】**

監査は自己点検で足りるのか、少なくとも内部監査くらいは必要ではないか。

**【小菅係長】**

内部監査に見直す方向で検討したい。

**【原野委員】**

委託先が富士通で再委託先が富士通新潟システムズとなっているが、職員の人数は把握しているか。

**【小菅係長】**

会社全体の職員数は把握していないが、住民基本台帳システムに関わっている職員の数には10人以内である。

**【高橋委員】**

個人情報保護評価書は行政としてしなければならないことが記述されているものだと思うが、保護評価書以外の部分のところに個人番号制度には課題が多いと感じているが、市民への周知等はどこの部署で対応されるのか。

**【勝俣課長】**

市民への意識啓発に関しては、市としては当課が担うこととなるが、基本的には国の施策であり、国から広報がなされている。

**【高橋委員】**

一般の市民が個人番号を使う必要性はそれほど高くはない一方で、個人番号カードを高齢者の身分証明書としてのニーズは一定考えられる中で、高齢者は不正利用の被害のリスクが高いと思われる。そこで、意識啓発や注意喚起が重要である。

**【勝俣課長】**

個人番号そのものが知られても、それだけで個人情報を引き出すことはできず、ただちに被害が生じるものではない。しかし、個人番号カードが悪用されることの懸念は考えられる。

また、マイポータルというサイトが設けられる予定となっており、個人番号カードとパスワードがあれば自分の個人情報を確認できるようになるが、個人番号カードが盗難にあえば、悪用される可能性はある。

**【原野委員】**

DVの加害者である夫が、妻の住所地をマイポータルで確認できるようになるのか。

**【小菅係長】**

平成29年1月にはマイポータルというサイトが設けられ、自分の情報とその情報がいかなる公的機関で使用されたかが確認できるようになる。

**【高橋委員】**

個人番号カードでその人の個人情報を確認できるとなると、悪用されるおそれはかなり考えられることから、特に被害に遭いやすい弱者に対し十分な意識啓発、周知が必要である。

**【大森会長】**

29ページの「2. 特定個人情報の入手」の「リスクに対する措置の内容」のところで「個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。」とあるが、既に実施されているものではないか。

**【小菅係長】**

御指摘のとおり修正したい。

**【大森会長】**

29ページの「3. 特定個人情報の使用」の「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」で「定期的にログを解析できる仕組み、不正取得された場合にログを追跡できる仕組みを構築する。」とあるが、現状としてはログを取得しているがその追跡ができる仕組みがないということか。

**【小菅係長】**

システム担当に確認したい。

**【大森会長】**

30ページの「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」のところで「必要に応じて委託先の視察・監査を行う」とあるが、委託先が監査を行うのか、上越市が監査を行うのか、明確にしたほうがよい。

**【小菅係長】**

他の同様の記述の箇所を含め確認し、修正したい。

**【大森会長】**

31ページの「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の「リスクに対する措

置の内容」に関連してだが、例えば4月1日に人事異動があった場合、どのようにアクセス権限の切替えを行っているのか。

**【小菅係長】**

システムにアクセスするためのパスワードの付与は3か月ごとに行っており、4月1日には新しいパスワードを付与し、別の課へ異動した職員には新しいパスワードを付与しない。

**【勝俣課長】**

4月1日のタイミングでパスワードの更新作業を行っている。また、任意にパスワードを変更することも可能である。

また、IDごとに業務が関連付けられている。

**【大森会長】**

「別表第二における情報照会の根拠」と表記されている個所は、「情報提供と照会の根拠」ではないか。

**【小菅係長】**

確認し修正する。

**【高柳委員】**

いろいろ意見があったと思うが、特定個人情報保護評価書の今後の取扱いはどうなるのか。

**【勝俣課長】**

事務局で本日いただいた意見を評価書に反映し、特定個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書を提出したい。また、提出した特定個人情報保護評価書については当市のホームページに掲載する。

**【高柳委員】**

当審議会の位置付けが第三者点検としては不十分であり、単に意見聴取との印象もあるが。

**【小菅係長】**

本日の第三者点検の結果を踏まえ特定個人情報保護評価書の修正を行うが、修正を行い特定個人情報保護委員会へ提出した特定個人情報保護評価書は、市のホームページにおいても公表を行うことになるので、確認いただきたい。

**【高柳委員】**

重点項目評価における第三者点検が任意であるのは理解するが、アリバイづくりにならないよう対応いただきたい。

**【大森会長】**

第三者点検については初めてのため試行錯誤のところもあるが、実施方法についても事務局で検討願いたい。

**【大森会長】**

事務局で修正のうえ特定個人情報保護評価書を提出してよいが、次回の審議会において報告をお願いする。

**【勝俣課長】**

提出した特定個人情報保護評価書について報告した際に、審議会から意見があれば再度修正したい。

また、今後1年に1度特定個人情報保護評価書を見直すことになるので、その際にも

意見があれば反映し、修正していきたい。

【大森会長】

その他事務局から連絡事項はあるか。

【大友係長】

前回の審議会では、平成27年度は特定個人情報保護評価のための審議会を、4月、5月、6月、9月の4回お願いしたいと申し上げたが、システムの改修スケジュールが変更となり次回は5月ではなく、6月とさせていただきたい。したがって、6月は定例の個人情報取扱業務等の登録についての諮問とあわせ、審議を予定させていただきたい。日については、日程調整のうえ決定させていただきたい。

また、当初6月に予定していた特定個人情報保護評価については7月をお願いしたい。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。